明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

167　法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

四　公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

五　［略］

六　［略］

七　公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十二　［略］

十三　［略］

十四　公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十五　［略］

十六　［略］

［168～183　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～18　略］

19　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［20～33　略］

34　法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第三十項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　略］

［35～52　略］

167　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［新設］

［新設］

九　［同上］

十　［同上］

［新設］

十一　［同上］

［168～183　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～18　同上］

19　［同上］

［一～十二　同上］

十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［20～33　同上］

34　［同上］

［一・二　同上］

三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第三十項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第二十九項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［四　同上］

［35～52　同上］